

(様式第3)

疑義照会(回答)票(厚生労働省)

照会日 平成23年7月7日
照会部署名 年金給付部給付企画グループ
照会担当者 (役職名)
連絡先 03-6892-0769
メールアドレス i@nenkin.go.jp

主管担当部署の長の確認

(案件)

(受付番号) 給付企 No. 2011-1	知的障害や発達障害と他の精神疾患が併存している場合の取扱いについて
--------------------------	-----------------------------------

(内容)

知的障害や発達障害と他の精神疾患が併存している場合の取扱いについて伺います。

平成23年6月30日付にて発出された、厚生労働省年金局長通知「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」では、「第8節/精神の障害」の「2 認定要領」にて、「D 知的障害」、「E 発達障害」のそれぞれの区分でいずれも「また、知的障害(Eでは「発達障害」である。)とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合(加重)認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とありますが、これまで、知的障害や発達障害と他の精神疾患が併存している場合の取扱いについて具体的に明示されていたものはなく、具体的にはどのような取扱いとなるのかご教示願います。

(回答)

知的障害や発達障害と他の精神疾患を併発しているケースについては、障害の特質性から初診日及び障害状態の認定契機について次のとおり整理するが、認定に当たっては、これらを目安に発病の経過や症状から総合的に判断する。

- (1) うつ病又は統合失調症と診断されていた者に後から発達障害が判明するケースについては、そのほとんどが診断名の変更であり、あらたな疾病が発症したものであることから別疾病とせず「同一疾病」として

扱う。

- (2) 発達障害と診断された者に後からうつ病や神経症で精神病様態を併発した場合は、うつ病や精神病様態は、発達障害が起因して発症したものの考えが一般的であることから「同一疾病」として扱う。
- (3) 知的障害と発達障害は、いずれも20歳前に発症するものとされているので、知的障害と判断されたが障害年金の受給に至らない程度の者に後から発達障害が診断され障害等級に該当する場合は、原則「同一疾病」として扱う。

例えば、知的障害は3級程度であった者が社会生活に適應できず、発達障害の症状が顕著になった場合などは「同一疾病」とし、事後重症扱いとする。

なお、知的障害を伴わない者や3級不該当程度の知的障害がある者については、発達障害の症状により、はじめて診療を受けた日を初診とし、「別疾病」として扱う。

- (4) 知的障害と診断された者に後からうつ病が発症した場合は、知的障害が起因して発症したという考え方が一般的であることから「同一疾病」とする。
- (5) 知的障害と診断された者に後から神経症で精神病様態を併発した場合は「別疾病」とする。

ただし、「統合失調症(F2)」の病態を示している場合は、統合失調症が併発した場合として取り扱い、「そううつ病(気分(感情)障害)(F3)」の病態を示している場合は、うつ病が併発した場合として取り扱う。)。

- (6) 発達障害や知的障害である者に後から統合失調症が発症することは、極めて少ないとされていることから原則「別疾病」とする。

ただし、「同一疾病」と考えられるケースとしては、発達障害や知的障害の症状の中には、稀に統合失調症の様態を呈すものもあり、このような症状があると作成医が統合失調症の診断名を発達障害や知的障害の傷病名に付してくることがある。したがって、このような場合は、「同一疾病」とする。

(参考)

発達障害は、ICD-10では、F80からF89、F90からF98にあたる。

回 答 日 平成23年7月8日
 回答部署名 厚生労働省年金局事業管理課
 回答作成者 (障害認定企画専門官)
 連絡先 3595-2796
 メールアドレス mhlw.go.jp

事業管理課長代理(障害認定)課長補佐の確認

《参考》

発達障害や知的障害と精神疾患が併発する場合の一例

前発疾病	後発疾病	判定
発達障害	うつ病	同一疾病
発達障害	神経症で精神病様態	〃
うつ病 統合失調症	発達障害	診断名の変更
知的障害(軽度)	発達障害	同一疾患
知的障害	うつ病	〃
知的障害	神経症で精神病様態	別疾患
知的障害 発達障害	統合失調症	前発疾患の病態として出現している場合は同一疾患(確認が必要)
知的障害 発達障害	その他精神疾患	別疾患